

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）見直しの概要

平成27年11月13日

福島県原子力安全対策課

I 見直しの経緯

本県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所（以下「1F」）の事故後、段階的に見直しを行ってきたが、今回は、平成27年4月22日に原子力災害対策指針（以下、「指針」）が改正されたことなどを踏まえた見直しを行う。

II 見直しのポイント

見直しについては、原子力災害対策指針を踏まえて行うものとする。

なお、本計画は追加的に見直しを行ってきた結果、項目間の内容に重複などが見られることから、それらを集約して整理したうえで全面的な見直しとする。

○ 原子力災害対策指針を踏まえた見直し**(1) 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策**

1Fの具体的な防護措置の考え方が示されたことを踏まえた見直しを行う。

【具体的内容】**① 原子力災害対策重点区域**

これまで、本県では事故の影響等を考慮し、暫定的に13市町村の全域としていたが、指針において、関係自治体が地理的社会的状況等を勘案して定めることと明記されたことを受け、引き続き事故の影響等を考慮し、防護措置を講じる必要のある範囲は、13市町村の全域とする。

② 講ずべき防護措置

1F周辺では避難指示が継続されている一方で、避難指示区域においては住民等の一時立入が行われていること、また、緊急時に屋内退避を継続できる状況にないことから「避難指示区域」と「避難指示区域でない区域」に区分した防護措置を実施するものとする。

(2) 避難指示区域における福島第二原子力発電所（以下、「2F」）に係る防護措置

2Fの重点区域は、近接している1Fの事故の影響等を考慮し、1Fと同様に13市町村の全域とする。また、指針では2Fに係る緊急時活動レベル（EAL）は他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされているが、重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、1Fと同様とする。

(3) 地域の実情に応じた防護措置

避難指示区域における防護措置は、上記(2)により1Fと2Fと同様とするが、避難指示区域解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。

(4) 原子力災害対策重点区域外における防護措置

原子力災害対策重点区域外における防護措置においては、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避等の防護措置を実施する。

(5) 放射性物質の放出後における防護措置の実施判断

放射性物質の放出後における避難等の防護措置の判断は、緊急時モニタリングによる実測結果により実施する。

※上記(1)～(5)の見直し内容を踏まえた本県における防護措置等は、別表により実施するものとする。

(別表) 本県における防護措置等

判断基準		原子力災害対策重点区域				原子力災害対策 重点区域外市町村 (県広域避難計画・市町村 避難計画に基づく対応)
		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所		
		避難指示区域でない 区域 (UPZ)	避難指示区域	発電所から概ね 5 km圏内 (PAZ)	避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	
原子力施設の 状況に応じた 判断 (EAL)	警戒事態 (EAL1)	—	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時 立入している住民等の 退去準備	要援護者等の避難準備	—	PAZ内要援護者等の避難 準備 (避難先確保等) への 協力
	施設敷地 緊急事態 (EAL2)	屋内退避を準備	一時立入している住民 等の退去開始	○要援護者等の避難実 施 ○住民等 (要援護者等 以外) の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用 準備 (配布等)	屋内退避を準備	○PAZ内要援護者等の受 け入れ ○PAZ内住民等 (要援護 者等以外) の避難準備 (避 難先確保等) への協力
	全面緊急 事態 (EAL3)	屋内退避を開始	—	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ 素剤の服用指示	屋内退避を開始	○PAZ内住民等の避難受 け入れ ○UPZ内住民等の避難、 一時移転、体表面除染の準 備 (避難・一時移転先・避 難退域時検査場所の確保 等) への協力
空間放射線量 率の実測値に 応じた判断 (OIL)	500 μ Sv/h 超 (OIL1)	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実 施	—	—	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実 施	UPZ内住民等の避難及び 一時移転の受け入れ。
	20 μ Sv/h 超 (OIL2)	1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時移転を実施	—	—	1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時移転を実施	